独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社FIXER	コード	5129
提出日	2024/11/27	異動（予定）日	2024/11/28
独立役員届出書の提出理由	独立役員の新規選任のため		
□ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	名古屋　聡介	社外取締役	○										△					有
2	竹鶴　孝太郎	社外取締役	○										○					有
3	小宮　義則	社外取締役	○													○	新任	有
4	本田　泰章	社外監査役	○													○		有
5	梅本　麻衣	社外監査役														○		
6	山本　敬二郎	社外監査役	○													○		有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	名古屋聡介氏とは当社社外取締役就任以前である2020年8月期に、助言業務を委託した実績がございます。現在は既に終了しており、独立性への影響はないと判断しております。	名古屋聡介氏は、弁護士として法務全般に精通しており、当社取締役会の機能強化及び適切な監督や助言を得ることを期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいずれの事項にも該当しておりません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
2	竹鶴幸太郎氏が所属する合同会社竹鶴商品研究所に対して、社外取締役就任以前より、マイクロソフト社のOffice365のライセンス販売を行っております。金額は僅少であり、第三者取引と同様の取引条件で行っております。決裁手続きは、「関連当事者取引管理規程」に基づき処理しており、独立性への影響はないと判断しております。	竹鶴幸太郎氏は、経営者としての抱負な知識と経験があり、社外取締役として経営全般に対する助言・監督を期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主との利益相反の生じるおそれがあるとされるいずれの事項にも該当しておりません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
3	該当なし	小宮義則氏は、特許庁長官などの行政機関での要職を歴任し、行政における豊富な経験と高い見識を有しております。また、民間企業でのエグゼクティブ・フェロー、シニアアドバイザーなどを歴任し、経営に関する知見と経験を豊富に有しており、経営全般に対する助言・監督を期待できることから、社外取締役として選任予定です。東京証券取引所が定める一般株主との利益相反の生じるおそれがあるとされるいずれの事項にも該当しておりません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
4	該当なし	本田泰章氏は、豊富な役員経験を有し、企業経営への知見が豊富であることからその知見を当社経営に活かし、客観的な立場から当社経営の監査を行うことを目的として社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当なし	梅本麻衣氏は、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、企業法務に関する相当程度知見を有するものであります。なお、東京証券取引が定める独立性の要件は満たしておりますが、所属する森・濱田松本法律事務所の方針により、独立役員として指定しないことを選択しております。
6	該当なし	山本敬二郎氏は、公認会計士として会計に関する専門的知見を有するとととともに、監査業務の豊富な経験を有するものであります。東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
25		

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。